傷病手当金

傷病手当金とは

病気療養のため勤務ができず、給料を受けられなくなった場合、安心して療養できるようにする収入補償制度です。

支給の条件

①病気や怪我のため、休業している

※1労災の場合は労災が優先されます

②会社を休んだ日が3日間連続している　※2

③休業中に傷病手当金より多い給与等を受けていない

※2 待期３日間の考え方

申請方法

① 勤務先に相談の上、「傷病手当金支給申請書」をもらって下さい。
　※協会けんぽに加給されている方は、ホームページからダウンロードできます
② 申請書の「療養担当者の証明欄」は医療機関で記載しますので、
　書類受付に提出して下さい。
③ 勤務先に「事業主の証明欄」を記載してもらった上で、申請書を保険者に
　提出します。

支給される額

＜1日当たりの金額＞
【支給開始日の以前12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額】÷30日×(2/3)
※支給開始日とは、一番最初に傷病手当金が支給された日のことです

支給される期間

同一の傷病名で通算1年6ヶ月です

支給期間の考え方

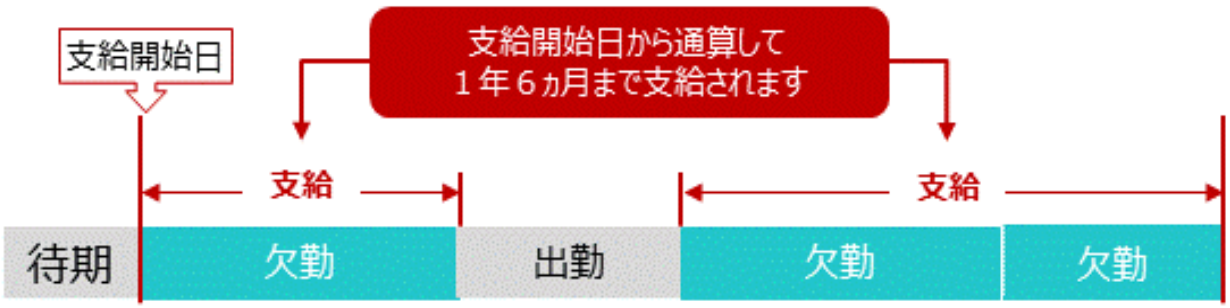

※資格喪失後（退職後）継続給付について
　資格喪失日の前日までに被保険者機関が継続して1年以上あり、すでに
　傷病手当金を受けている場合は継続して支給を受けることができます
※支給調整について
　給与の支払いがある、出産手当金、年金、労災等から給付が受けられる
　場合は、給付額によっては支給調整又は支給停止される場合があります

患者総合サポートセンターでは、説明やご質問をお受けしています。ご不明な点はソーシャルーワーカーまでお問合せください。

伊勢原協同病院　患者総合サポートセンター　0463-94-2111(代表)

※記載の内容は、2024年6月の情報に基づいています。今後の制度等の改正により、内容に相違点が生じる可能性があります。

2025.1作成